

2022年（令和4年）2月25日

有限会社COO&RIKU 御中  
株式会社COO&RIKU東日本 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本



## 申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示、勧誘方法及び契約条項等についての検討を行っております。

この度、貴社のウェブ広告「COO&RIKUペット売買契約書」（以下、「本件契約書」といいます。）に関し、下記のとおり、申入れをさせていただきます。

つきましては、令和4年3月18日までに、書面にて当会までご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本申入書及び貴社からのご回答の有無・内容等は、当会において公表する旨を念のため申し添えます。

### 記

#### 第1 申入れの趣旨

本件契約書の条項のうち、第1条、及び、第5条に関し、債務不履行解除、詐欺・錯誤・未成年者・不実告知等に基づいて取消、及び、契約不適合責任等の民法、消費者契約法、その他法令の適用を排除したものではないことが、消費者にも認識しうるように明記するなど、適切な条項に修正することを求めます。

#### 第2 申入れの理由

当会からの2021年（令和3年）9月7日付けお問合せに対して、貴社からは、上記申入れの趣旨記載のとおり、本件契約書の第1条に関し、債務不履行解除、詐欺・錯誤・未成年者・不実告知等に基づいて取消、及び、契約不適合責任等の民法、消費者契約法、その他法令の適用を排除したものではなく、第5条についても、契約不適合責任とは別途定めた規定である旨のご回答をいただいております。

しかしながら、消費者からしますと、同条項における請求のみが可能であるとの誤解が生じることも考えられるところです。

この点、消費者契約法第3条第1項第1号において「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。」、同項2号において「消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。」が努力義務として規定されております。

そこで、貴社における上記のご回答の内容について、消費者が誤解なく認識しうるように、申入れの趣旨記載のとおり、明記するなど、適切な条項に修正することを求めます。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 加藤

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444